



全ダク連發第26号
令和2年4月23日

厚生労働大臣
加藤勝信 殿

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋



新型コロナウイルスによる深刻な影響に関するタクシー事業者が
休業させた際の雇用調整助成金の休業日数の計算について（要望）

平素より当連合会の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、この度の新型コロナウイルスに関する影響はハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻で、観光客の激減、イベントの中止、外出の自粛要請などによってタクシー需要も激減し、営業収入は大幅に落ち込み、事業者においては労働者を休業させる等の対応も余儀なくされています。

については、タクシー事業者が雇用を維持し、公共交通機関としての使命を今後も果たせるよう、下記について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

タクシー業では、公共交通機関として24時間サービスを提供するため、都心部では1勤務が二暦日にわたる「隔日勤務」が交代制で多く採用されています。

また、地方部では交替に長時間勤務する「泊まり勤務」等があり、同様に1勤務が二暦日にわたります。

しかし雇用調整助成金では、通常1勤務とは始業から終業までをいうとされ、たとえ午前0時をまたいでも1勤務とする考え方が取られており、もし1勤務を暦日とは関係なく休業1日と計算されると、2日間にわたる隔日勤務等は、休業1日と計算されることになります。

もしもそのように取り扱われると、雇用調整助成金は事業者が労働者に支払った休業手当の半額程度しか交付されないことになり、また、タクシーの運転手には実働日数の半分程度しか休業手当が支給されないことになります。

しかしながら、この点について、厚生労働省による労働基準法の平均賃金の解釈に関する行政通達（昭和45年5月14日付け基発第374号）では、「ただし、一昼夜交替勤務のごとく一勤務が明らかに二日の労働と解することが適当な場合には、原則どおり、当該一勤務を二日の労働として計算すること。」とされています。

さらに、隔日勤務等は、厚生労働大臣・国土交通大臣の告示、いわゆる「改善基準告示」として、労働時間の計算方法などが明確に定められている制度です。

そこで、現下の緊急事態宣言下において、この隔日勤務等に対してタクシー事業者が2日分の休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金の休業日の計算において2日間休業したものとする旨、全国一的に取り扱っていただきますように強く要望いたします。

以上